

平成 23 年 3 月 31 日

高崎市告示第 82 号

高崎市廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 構造等に関する基準（第 4 条－第 6 条）

第 3 章 維持管理等に関する基準（第 7 条－第 9 条）

第 4 章 雑則（第 10 条－第 13 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号。以下「基準省令」という。）に定めるもののほか、廃棄物処理施設の構造及び維持管理の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この基準における用語の意義は、法及び基準省令に定めるところによるほか、高崎市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（平成 23 年高崎市告示第 77 号）の例によるものとする。

（準用要領）

第 3 条 廃棄物処理施設の設計、施工に当たっては、次の各号に掲げる要領等によるものとする。ただし、当該要領等に定める事項がこの基準に定める事項と重複する場合は、この基準に定める事項を適用する。

（1）廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領（社団法人全国都市清掃会議）

（2）ごみ処理施設整備の計画・設計要領（社団法人全国都市清掃会議）

（3）一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める

命令の運用に伴う留意事項について（平成１０年７月１６日付け環水企第３０１号・衛環第６３号通知）

（４）その他関連規格等

第２章 構造等に関する基準

（産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準）

第４条 産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準は、次の各号のとおりとする。

- （１）基準省令第２条第１項第２号イ及び第３号イ並びに同項第４号においてその例によることとされた同省令第１条第１項第１号に規定する囲いの構造については、次の要件を備えていること。ただし最終処分場の状況等から、これらの構造によることを要しないと市長が認めたときは、市長の認める構造とすることができる。

ア ２ｍ以上の高さを有すること。

イ 材質は、波型の亜鉛鉄板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

ウ 出入口の門扉はア及びイに規定する構造を有し、かつ、施錠できるものとする。

- （２）埋立地の区域を明確にするため、原則として、埋立地の周囲の全ての変化点に区域杭（コンクリート境界杭（縦９０ｍｍ、横９０ｍｍ、高さ６００ｍｍのもの）で、頭頂部１００ｍｍ以上を赤く着色したもの）を設けること。

- （３）基準省令第２条第１項第１号に規定する立札その他の設備については、別記様式第１号により、最終処分場の見やすい箇所に設けること。

- （４）埋立地の周囲には、次に掲げる保安距離を確保することとする。

ア 当該最終処分場を閉鎖した後も切取り法面が露出する場合は、最終処分場の敷地境界から法面上端部まで水平距離５ｍ以上

イ 前号に該当しない掘削又は盛土を行う場合は、最終処分場の敷地境界から掘削又は盛土の端まで水平距離２ｍ以上

ウ 建築物及び構築物（当該最終処分場に関するものを除く。）が埋立地の付近にある場合は、当該建築物及び構築物から掘削又は盛土の端まで水平距離１０ｍ以上

エ その他、最終処分場の状況を考慮し、市長が安全性の面から保安距離を指示したときはその距離

(5) 基準省令第2条第1項各号列記以外の部分においてその例によることとされた同省令第1条第1項第3号に規定する地滑り防止工又は沈下防止工については、現地の地形、地質、土質及び地下水位の状況調査（以下「地質等調査」という。）の結果を基に適切な工法を選定して行うこと。

(6) 基準省令第2条第1項第3号及び第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項4号に規定する擁壁等の構造は、群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例施行規則（昭和48年群馬県規則第46号。以下「大規模条例施行規則」という。）に定める構造を備えることとし、その設計に当たっては、地質等調査の結果に基づき、次のア及びイに掲げる設計の区分に応じ、当該ア及びイに定める検討を行い、その安全性が確保されるよう設計すること。

ア コンクリート擁壁の設計

- (ア) 擁壁を含む地盤全体の安定検討（すべりに対する検討）
- (イ) 擁壁の転倒及び滑動に対する検討
- (ウ) 基礎地盤の支持力に対する検討
- (エ) 常時及び地震時の検討
- (オ) その他必要な検討

イ 土堰堤等の設計

- (ア) 土堰堤を含む地盤全体の安定検討（すべりに対する検討）
- (イ) 土堰堤の転倒及び滑動に対する検討
- (ウ) 基礎地盤の支持力に対する検討
- (エ) 常時及び地震時の検討
- (オ) その他必要な検討

(7) 前号の擁壁等には、酸、塩類又は動植物性油類等の影響により擁壁等が腐食する恐れのある場合には、樹脂等による被覆等の措置を講ずること。

(8) 埋立地内の法面の構造は、地質等調査の結果に基づき、次のア及びイに掲げる法面の区分に応じ、当該ア及びイに定める基準に従い設計すること。

ア 切土法面の構造は次によること。

- (ア) 切土法面の勾配は、別表第1の「地山の土質」の欄に掲げる土質及び「切土高」

の欄に掲げる高さに応じて、同表の「勾配」の欄に掲げる勾配以下で安全なものであること。

(イ) 高さ 5 m 以上の切土斜面が生じる場合は、5 m ごとに水平距離 1.5 m 以上の小段を設けること。

(ウ) 切土高さが 20 m を超える場合又は地質等調査の結果から地すべり及び崩壊地形など特殊な条件下にあると認められる場合は、斜面の地すべり等に対する安定解析を行い、必要な地すべり防止措置を講ずること。

(エ) 切土法面等に湧水がある場合は、暗渠等による当該湧水の排水設備を施すこと。

イ 盛土法面の構造は次によること。

(ア) 盛土法面の勾配は、原則として 50 % より緩やかなものとする。

(イ) 高さ 5 m 以上の盛土斜面が生じる場合は、5 m ごとに水平距離 2 m 以上の小段を設けること。

(ウ) 盛土については、円形すべり面法等による安定解析を行い、すべり破壊に対する安定性を検討し、必要な措置を講ずること。ただし、小規模かつ周辺に与える影響が少ないと認められる盛土の場合には、この限りでない。

(9) 前号の法面には、必要に応じ埋立地内部の雨水等を適切に排出することができる小段排水溝及び縦排水溝を設けること。

(10) 基準省令第 2 条第 1 項第 2 号及び第 4 号においてその例によることとされた同省令第 1 条第 1 項 6 号に規定する開渠その他の設備については、必要に応じて、沈砂又は流出水量調整等のための池を設けることとし、その設計に当たって用いる地表水の量は、原則として次の式により求めるものとする。なお、当該開渠その他の設備については、安定型最終処分場にも設けることとする。

$$Q = (1 / 360) \times C I A$$

Q 計画水量 (m³/秒)

C 流出係数

I 降雨強度 (mm/時)

A 集水面積 (ha)

(C 及び I の算出は、大規模条例施行規則別表第 3 付表 8 によること。)

(11) 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響を監視するための設備は次のアからウまでに掲げる構造を有した井戸とし、地下水の状況に応じ、原則として、埋立地の上流及び埋立地の下流に、それぞれ1以上設けること。ただし、基準省令第1条第1項第5号ハに規定する地下水集排水設備が設けられ、必要な水質監視が行える場合は、地下水集排水設備をもって井戸の代わりとすることができる。

ア 径100mm以上であること。

イ 帯水層部にストレーナが設けられていること。

ウ 上部を密閉でき、孔内への表土又は異物の混入が防止できるものであること。

(12) 最終処分場には、産業廃棄物の処分を的確に行うための管理事務所を設けること。

ただし、最終処分の方法等により、設置の必要がないと市長が認めたときは、この限りでない。

(13) 廃棄物を埋立地内に搬入するための搬入路は、遮水工その他埋立地内の設備を破損しないよう必要な措置を講じた構造とすること。

(14) 最終処分場（不燃性の産業廃棄物のみを処分する最終処分場を除く。以下この号において同じ。）には、次のア又はイに掲げる埋立地の規模に応じ、それぞれア又はイに定める消火設備を設けるとともに、入口又は場内の見やすい箇所に、火気の使用を禁止する場所であることを表示する立札その他の設備を設けること。

ア 埋立地の面積が10,000㎡以上又は埋立て容量が50,000㎡以上のもの

(ア) 消火用ポンプ（放水量が毎分0.35㎡以上、ポンプ送水圧力が0.5MPa以上で、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号。以下「動力消防ポンプ規格」という。）で定めるC-1以上の能力を有するものであって、吸水ホース、放水ホース6m以上及び筒先1本以上を備えたもの）1台以上

(イ) 消火用ポンプを20分間以上使用できる水量を貯水できる貯水槽（みだりに人が貯水槽の近くに立ち入るのを防止することができる囲い等を設けたもの）

(ウ) 消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）に定める能力単位の合計が、5以上となるものに限る。）3本以上

イ アに掲げる埋立地以外のもの

(ア) 消火用ポンプ（放水量が毎分0.2 m³以上、ポンプ送水圧力が0.4 MPa以上で、動力消防ポンプ規格で定めるC-2以上の能力を有するものであって、吸水ホース、放水ホース60 m以上及び筒先1本以上を備えたもの）1台以上

(イ) アー（イ）の貯水槽

(ウ) アー（ウ）の消火器

(15) 最終処分場の区域内に、覆土用土砂を100 m³以上保管できる場所を設けること。

2 管理型最終処分場にあつては、前項に規定するもののほか、次の要件を備えていること。

(1) 基準省令第2条第1項第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項第5号イに規定する遮水工は、ボーリング調査及び地質等調査の結果に基づき設計し、次の要件を備えること。

ア 遮水工を設ける埋立地の法面勾配は、遮水工の施工性、すべり及び盛土の安定性の観点から、原則として50%より緩やかなものとする。ただし、地形の制約からやむを得ず法面勾配を50%以上とするときは、基準省令第1条第1項第5号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層の設置に支障がない場合に限るものとする。

イ 遮水シートによる場合は、次の要件を備えること。

(ア) 遮水シートの厚さは、施工作业及び埋立作業によりその表面に傷が発生した場合又は品質が劣化した場合においても十分な強度及び遮水性を確保することとし、かつ、補修等を可能とすることを考慮して、アスファルト系以外の遮水シートについては1.5 mm以上、アスファルト系の遮水シートについては3 mm以上とすること。

(イ) 遮水シートの敷設に当たっては、地盤の石塊等の突起物を除去し、又は土砂で覆土する等の方法により、シートの破損防止措置を行うこと。

(ウ) 遮水シートの破損防止のため、シートの上部には、厚さ50 cm以上の保護盛土（土砂）を施すこと。

(エ) 遮水シートは、最上部及び犬走りごとに固定する等の措置を行い、地盤に確実に固定すること。

(2) 基準省令第2条第1項第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項第5号イただし書に規定する不透水性地層をもって遮水工の代わりとする場合には、厚さが5 m以上であり、かつ、透水係数が毎秒1 0 0 n m（毎秒 1×10^{-5} c m）（岩盤にあってはルジオン値が1）以下であること又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層が連続して存在していることをボーリング調査等により確認すること。その際、不透水性地層の透水係数等の確認は次のとおりとする。

ア 透水係数は、現地において試験を行う場合は、地盤工学会基準（以下「J G S」という。）1 3 1 4（1 9 9 5年）によるボーリング孔を用いた透水試験方法、J G S 1 3 1 5（1 9 9 5年）による揚水試験方法、J G S 1 3 1 6（1 9 9 5年）による締め固めた地盤の透水試験方法等により求め、室内において試験を行う場合は、日本産業規格A 1 2 1 8（1 9 9 3年）により求めること。

イ ルジオン値は、J G S 1 3 2 3（1 9 9 5年）によるルジオン試験方法等により求めること。

(3) 基準省令第2条第1項第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項第5号ハに規定する地下水集排水設備の構造及び配置は、地下水の湧水箇所、湧水量、埋立地底部の地形等を勘案して決定すること。

(4) 基準省令第2条第1項第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項第5号ニに規定する保有水等集排水設備については、次に掲げる構造とする。

ア 堅固で耐久性を有する構造の管渠等であること。

イ 設置状態は、原則として枝状であること。

ウ 本線は、土砂等の混入を考慮し最低直径5 0 c m以上、枝線が最低直径2 0 c m以上の有孔管又はこれと同等以上の能力を有する集排水管とすること。

エ 排水を有効に行える勾配、配置等であること。

オ 保有水集排水設備のうち、凍結による損壊の恐れがある部分には、凍結防止措置を講ずること。

(5) 前号の保有水等集排水設備の設計に当たっては、廃棄物の保有水の浸出液量（次の式により算出したもの）と埋立地内の降水量の合計を処理流量として設計すること。

$$Q = (1 / 1,000) \times C I A$$

Q 1日当たりの浸出液量 ($\text{m}^3/\text{日}$)

I 降水量 ($\text{mm}/\text{日}$)

C 浸透係数

A 埋立地面積 (m^2)

(6) 基準省令第2条第1項第4号においてその例によることとされた同省令第1条第1項第5号へに規定する浸出液処理設備については、次の要件を備えていること。

ア 処理水を放流するための放流先(河川等)が確保されていること。

イ 放流先までは、管渠等の構造であること。

ウ 放流水の流末には、必要に応じ、放流量調整等のための調整池を設けること。

(7) 前号の浸出液処理設備の規模は、気象条件等を考慮し、第5号に規定する式により求められた浸出液量を用いて設計すること。また、浸出液の設計水質は、埋め立てる産業廃棄物の性状等を考慮して決定すること。

3 安定型最終処分場にあつては、第1項に規定するもののほか、次の要件を備えていること。

(1) 基準省令第2条第1項第3号ハに規定する採取設備については、次に掲げる要件を備えた井戸とする。ただし、保有水等集排水設備が設置され、これを用いて適切に浸透水の採取が行える場合は、この限りでない。

ア 径100mm以上であること。

イ 帯水層部にストレーナが設けられていること。

ウ 上部を密閉でき、孔内への表土又は異物の混入が防止できるものであること。

(2) 前項第1号から第7号までの規定は、安定型最終処分場において、必要に応じ遮水工及び浸出液処理設備等を設ける場合について準用する。

(産業廃棄物中間処理施設の構造等に関する基準)

第5条 産業廃棄物中間処理施設の構造等に関する基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 中間処理施設又は中間処理施設を設置する事業場の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる次に掲げる要件を備えた囲いを設けること。ただし、中間処理施設の状況等から、これらの構造によることを要しないと市長が認めたときは、市長の認めた構造とすることができる。

ア 2 m以上の高さを有すること。

イ 材質は、波型の亜鉛鉄板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

ウ 出入口の門扉はア及びイに規定する構造を有し、かつ、施錠できるものとする
こと。

(2) 前号の規定により設けられた囲いの入口の見やすい箇所に、別記様式第2号により
産業廃棄物の中間処理施設の設置場所であることを表示する立札その他の設備を設
けること。

(3) 中間処理施設から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が
発散しないように、中間処理施設は建屋内に設置し、床面をコンクリート等の不透水
性材料で築造又は被覆すること。ただし、中間処理施設の状況等から、建屋内に設置
することを要しないと市長が認めたときは、この限りでない。

(4) 中間処理施設から排出される水を公共水域に放流する場合には、放流水の水質を、
別表第2の「物質の種類又は項目」の欄に掲げる項目ごとに、同表の「許容限度」の
欄に掲げる数値に適合させることができる放流水処理設備を設けること。

(5) 中間処理施設には、中間処理を行う産業廃棄物の種類及び量並びに中間処理の方法
等に応じた消火設備を設けること。

(産業廃棄物の積替え又は保管施設の構造等に関する基準)

第6条 産業廃棄物の積替え又は保管施設の構造等に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 積替え若しくは保管施設又は積替え若しくは保管施設を設置する事業場の周囲には、
みだりに人が立ち入るのを防止することができる次の要件を備えた囲いを設けるこ
と。ただし、積替え又は保管施設の状況等から、これら構造によることを要しないと
市長が認めたときは、市長の認めた構造とすることができる。

ア 2 m以上の高さを有すること。

イ 材質は、波型の亜鉛鉄板又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

ウ 出入口は、原則として一箇所を設けることとし、その門扉はア及びイに規定する
構造を有し、かつ、施錠できるものとする。

(2) 前号の規定により設けられた囲いの入口の見やすい箇所に、別記様式第3号により
産業廃棄物の積替え又は保管施設の設置場所であることを表示する立札その他の設

備を設けること。

- (3) 積替え又は保管施設から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、積替え又は保管施設は建屋内に設置し、床面をコンクリート等の不透水性材料で築造又は被覆すること。ただし、市長が、積替え又は保管施設の状況等から、建屋内に設置することを要しないと認めたときは、この限りでない。

- (4) 積替え又は保管施設には、次の要件を満たした区画を設けること。

ア 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類ごと、かつ、搬出先ごとに区分されていること。

イ 各区画の見やすい箇所に、その区画で取り扱う産業廃棄物の種類及び搬出先の名称並びに所在地を表示すること。

- (5) 積替え又は保管施設には、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び量並びに積替え又は保管の方法等に応じた消火設備を設けること。

第3章 維持管理等に関する基準

(産業廃棄物最終処分場の維持管理等に関する基準)

第7条 産業廃棄物最終処分場の維持管理等に関する基準は次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにするとともに、同号ウに規定する門扉を、1日の作業終了後閉鎖し施錠すること。

- (2) 第4条第1項第3号に規定する立札その他の設備の維持管理は、次により行うこと。

ア 立札等は、外部から見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換え等の措置を講じること。

イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修し、復旧すること。

- (3) 第4条第1項第8号に規定する法面について、埋立終了後も露出する部分は、雨水等による浸食を防止するため、植栽等による法面保護措置を講ずること。

- (4) 第4条第1項第10号に規定する開渠その他の設備については、常に清掃等を行い、その機能に支障が生じないようにしておくこと。

- (5) 産業廃棄物の埋立方法は、次のとおりとする。

ア 基準省令第2条第2項第3号においてその例によることとされた同省令第1条

第2項第8号の規定による遮水工の砂等による被覆は、厚さを50cm以上とすること。ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合で、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いて被覆するときは、この限りでない。

イ 産業廃棄物は、埋立地の外部から投入しないこと。

ウ 埋立処分は、原則として埋立地の最下部から行うこと。

エ 埋立てに当たっては、均一に十分な締め固めを行うこと。

オ 埋立てた産業廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散等の防止のために、埋立処分が終了した部分は、速やかに適切な覆土を行うこと。

カ 埋め立てた産業廃棄物の厚さ（前号オによる覆土部分も含む。）3メートル以下ごとに覆土を行い、当該覆土の厚さは、50cm以上（最終覆土にあつては、1m以上）とすること。

キ 埋立てた産業廃棄物は、掘り起こさないこと。

ク 埋立て法面の勾配については、第4条第1項第8号イの規定を準用する。

（6）火災の発生を防止するための防火対策を次により行うこと。

ア 最終処分場内では、焼却行為を禁止するとともに、埋立地内では、火気の使用を禁止すること。

イ 可燃性の産業廃棄物を処分する最終処分場には、火気の手締りに関する責任者を置くこと。

ウ 第4条第1項第14号の規定により消火用ポンプを設置している場合には、当該ポンプを操作するために必要な人員を配置すること。

エ 消火設備の機能の状態を定期的に点検し、その状況を記録するとともに、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

（7）最終処分場における産業廃棄物の処分等の作業は、原則として午前8時から午後6時までとすること。

（8）第4条第1項第12号に規定する管理事務所には、当該最終処分場の構造等を明らかにする図面等を常備すること。

（9）第4条第1項第15号に規定する覆土用土砂の保管場所には、覆土用の土砂を常に

100 m³以上確保しておくこと。

(10) 第4条第1項第13号に規定する搬入路及び最終処分場周辺の搬入車両通行路(以下この号において「搬入路等」という。)の維持管理については、次によること。

ア 搬入路等は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修等を行うこと。

イ 搬入路等が通学路に該当する場合は、交通整理員を配置する等、当該搬入路等における交通の安全を確保すること。

(11) 最終処分場の各施設については常に保守点検を行い、その結果を記録すること。

その際、破損等の異常があった場合は、直ちに補修等を行い、破損等の状況及び補修等の結果も併せて記録すること。

2 管理型最終処分場に関する維持管理等の基準は、前項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 第4条第2項第6号に規定する浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。

ア 放流水の水質が、別表第2に掲げる許容限度に適合するよう維持管理すること。

イ 浸出液及び放流水の水質検査を次により行うこと。

(ア) 別表第2の「物質の種類及び項目」の欄に掲げる項目((イ)に規定する項目を除く。)について、1年に1回以上測定を行い、かつ、その結果を記録すること。

(イ) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第2の備考7に規定する場合に限る。)について1月に1回以上測定を行い、かつ、その結果を記録すること。

(2) 第4条第1項第11号に規定する井戸又は地下水集排水設備から採取した地下水の水質検査を次により行うこと。

ア 当該管理型最終処分場の埋立開始前に、別表第3の「項目」の欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率、塩化物イオン及びダイオキシン類について測定し、かつ、その結果を記録すること。

イ 当該管理型最終処分場の埋立開始後は、地下水等検査項目及びダイオキシン類について1年に1回以上(埋立地下流の井戸については、1年に2回以上)測定し、

かつ、その結果を記録すること。ただし、埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

ウ 当該管理型最終処分場の埋立処分開始後は、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、その結果を記録すること。

エ ウの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目及びダイオキシン類について測定し、かつ、その結果を記録すること。

3 安定型最終処分場に関する維持管理等の基準は、第1項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 安定型最終処分場に遮水工及び水処理施設等を設けた場合における浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。

ア 放流水の水質が、次に掲げる項目について、それぞれの基準値に適合するよう維持管理すること。

(ア) 地下水等検査項目 別表第3に掲げる基準値

(イ) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき20ミリグラム以下

(ウ) 化学的酸素要求量 1リットルにつき40ミリグラム以下

イ 浸出液及び放流水の水質検査を次により行うこと。

(ア) 地下水等検査項目について、1年に1回以上測定を行い、かつ、その結果を記録すること。

(イ) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について、1月に1回以上測定を行い、かつ、その結果を記録すること。

(2) 第4条第1項第11号に規定する井戸又は地下水集排水設備から採取した地下水の水質検査を次により行うこと。

ア 当該安定型最終処分場の埋立処分開始前に、地下水等検査項目について測定し、かつ、その結果を記録すること。

イ 当該安定型最終処分場の埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回

以上（埋立地下流の井戸については、１年に２回以上）測定し、かつ、その結果を記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（３）採取設備により採取された浸透水の水質検査を、次により行うこと。

ア 地下水等検査項目について、１年に１回以上測定を行い、かつ、その結果を記録すること。

イ 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について１月に１回以上（埋立処分が終了した埋立地においては、３月に１回以上）測定を行い、かつ、その結果を記録すること。

（産業廃棄物中間処理施設の維持管理等に関する基準）

第８条 産業廃棄物中間処理施設に関する維持管理上の基準は、前条第１項第１号、第２号、第１０号及び第１１号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

（１）火災の発生を防止するための防火対策を次により行うこと。

ア 可燃性の産業廃棄物を取り扱う中間処理施設にあっては、当該事業所ごとに、火気の取締りに関する責任者を置くこと。

イ 消火設備の機能の状態を定期的に点検し、その状況を記録するとともに、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

（２）第５条第１項第４号に規定する放流水処理設備の維持管理は、前条第２項第１号の規定の例によること。この場合において、同号イにおいて「浸出液」とあるのは、「放流水処理設備で処理する前の水」とする。

（３）前号においてその例によることとされた前条第２項第１号に規定する水質検査の項目については、法令等による特別な定めがなく、かつ、市長の承認を受けた場合に限り、その項目を減ずることができる。

（４）中間処理施設への廃棄物の搬入に当たっては、中間処理施設の処理能力に見合う廃棄物の種類及び量、並びに処理後物の搬出計画を考慮し、過大な廃棄物の保管にならないようにすること。

（産業廃棄物の積替え又は保管施設の維持管理等に関する基準）

第9条 産業廃棄物の積替え又は保管施設に関する維持管理上の基準は、第7条第1項第1号、第2号、第10号及び第11号並びに前条第1項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 積替え又は保管に当たっては、排出事業所から搬出された時点での荷姿のまま取り扱い、選別、解体等を行ってはならない。
- (2) 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリその他集約することで性状、形状が変化する可能性のある産業廃棄物を積替え又は保管する場合には、排出事業所から搬出される時点で容器に入れられた状態のものを扱うこと。
- (3) 積替え又は保管に当たっては、異なる排出事業所の産業廃棄物の混合及び種類の異なる産業廃棄物又は産業廃棄物以外のものとの混合を行ってはならない。

第4章 雑則

(一般廃棄物処理施設への準用)

第10条 この基準中、産業廃棄物中間処理施設に関する規定は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設について、管理型最終処分場に関する規定は同条第2項に規定する一般廃棄物最終処分場について準用する。ただし、法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために市町村が設置する一般廃棄物処理施設については除く。

(記録等の保存)

第11条 この基準の規定により作成した保守点検及び水質検査結果等の記録は、5年間保存すること。

(事故時の措置)

第12条 廃棄物処理施設の設置者は、当該廃棄物処理施設において事故が発生し、異常が認められたときは、直ちに対策を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた対策の概要について市長に報告すること。

(市長の指示)

第13条 この基準及び法令等に規定のない事項については、市長の指示するところによるものとする。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日高崎市告示第 82 号）

1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この基準の施行の際現に許可を受けている最終処分場にあつては、第 4 条第 2 項第 4 号オの規定に適合しないこととなるものについては、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、適用しない。

附 則（平成 27 年 10 月 21 日高崎市告示第 315 号）

1 この基準は、平成 27 年 10 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日高崎市告示第 69 号）

1 この基準は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日高崎市告示第 74 号）

1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 1 日高崎市告示第 50 号）

1 この基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日高崎市告示第 47 号）

1 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（同表の六価クロム化合物の許容限度「0.5 mg/L 以下」を「0.2 mg/L 以下」に改める部分に限る。）及び別表第 3 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。